

平成 30 年第 1 回宮代町国民健康保険運営協議会
(会議の概要)

1. 開閉日時 開会 平成 30 年 1 月 12 日 (水) 午後 1 時 30 分
閉会 平成 30 年 1 月 12 日 (水) 午後 2 時 28 分
2. 開会場所 宮代町社会福祉協議会 2F 会議室
3. 出席委員 上田悟委員、茂田雅良委員、田口孝雄委員、小尾憲子委員、福澤利明委員、
福岡務委員、新井智委員、稲山貞幸委員、鬼久保敦子委員、澁木秀雄委員
10 人 (定数 12 人)
4. 事務局 小暮課長、草野副課長
5. 会議の公開 公開

6. 会議内容

- ・開 会
- ・会長あいさつ
- ・議 題

(1) 審議事項

①国民健康保険事業について (第 1 次答申案) について

《資料 1 に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・意見等なければ、会長一任でよいか？

⇒了承。

②平成 30 年度宮代町国民健康保険特別会計予算(案)について

《資料 2 に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・重複・多受診者対策事業の内容は？

⇒該当する対象者を抽出し、保健センターや地域包括支援センターなどとケース会議を行い訪問が必要な方がいれば訪問するような事業を考えている。

- ・口座振替の義務化を検討とあるが、法令的に問題等はないのか？

⇒条例で定めることで可能。名古屋市などは既に実施している。

- ・平成 31 年度税率改正とあるが、町長の下承はあるのか？

⇒前回の税率改正の議論において、税率見直しは 2 段階で実施するという話があり、大きな方向性はでている。また、議会にもその旨説明済み。ただし、改正にあたっては改めて運協へ諮問させていただき、ご議論をお願いしたい。

- ・還付加算金について根拠となるものは？加算率が高いと感じるが。
⇒法令で定められている。また、町では年金情報に基づく手続き勸奨を行っている他、被用者保険調査なども含めさらに資格適用の適正化に努めていきたい。
- ・共同事業の廃止などで予算規模が小さくなっている中、保険税は変わらない。どのように町は説明するのか？被保険者に分かりやすい説明をお願いしたい。
⇒広域化に伴い町から県へ事業が移ったことで予算規模が縮小したということ。
- ・一人当たり医療費は下がっていないなどについても説明してほしい。
⇒被保険者数の減少による税収減や一人当たり医療費についても説明する。
- ・大幅に増加している県支出金は予算どおりに入ってくるのか？
⇒町が支払う医療費のほぼ全額を県が賄う仕組みになっているため、歳入、歳出がセットで増減する形になる。また、県支出金のうち特別交付金については町の様々な取組みや成果に応じて交付されることから増減がある。
- ・原案とおりでよいか？
⇒了承。

③宮代町国民健康保険条例の一部改正（案）について

《資料3に基づいて事務局より説明》

【意見、質疑等】

- ・第2条の「市町村の」という表現は、国が全国の市町村向けに案として示しているためで、町の場合には「宮代町の」という表現になると認識してよいか？
⇒国民健康保険法でこのように表現されていることから「市町村の」となる。
- ・宮代町国民健康保険条例の中で「市町村の」が指すものは宮代町しかないと思うが。
- ・この協議会の名称も変わるのか？
⇒変わる。
- ・任期が3年になるという話があるが、いつからか？
⇒現在の委員の任期は平成30年12月31日まで、それ以降の委員の任期が3年となる。
- ・現在の任期は暦年だが年度にする考えなどはないのか？また、決まりはあるのか？
⇒決まりはないため、任期の区切りは今後検討する内容。
- ・原案とおりでよいか？
⇒了承

(3) 今後の予定

次回会議は2月5日（月）13:30から進修館の集会室で開催する。赤字解消計画、3月補正予算、データヘルス計画の評価などを予定している。

・閉会